

農業水利基本調査
天竜川下流地区利水状況調査業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1－1条	農業水利基本調査 天竜川下流地区利水状況調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。														
(目 的) 第1－2条	本業務は、天竜川下流地区の馬込川掃流用水に係る堆砂予測及び水利権基礎資料の整理等を行うもので、今後の水利権協議及び関係機関への説明資料作成に資することを目的とする。														
(場 所) 第1－3条	本業務において対象とする場所は静岡県浜松市他2市1町で、別添施行位置図に示すとおりである。														
(一般事項) 第1－4条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (3) 作業実施のための現地踏査等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第1－5条	管理技術者は共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木 農業農村工学</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)</td><td>農業土木</td><td></td></tr><tr><td>博士</td><td>業務に該当する部門</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学													
	農業	農業土木 農業農村工学													
シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第1－6条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。														

項 目	内 容																	
(配置技術者の確認) 第 1－7 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。																	
(保険加入) 第 1－8 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																	
第 2 章 作業条件 (基本条件) 第 2－1 条	本業務の作業における基本条件は次のとおりとする。 (1) 業務の進め方及び作業方法等について、あらかじめ監督職員と十分に打合せを行うものとする。 (2) 現行水利権（掃流用水）の概要は以下のとおり 【天竜川下流地区かんがい用水】 (単位：m³ / s) <table><tr><td></td><td>4 月 21 日から 5 月 20 日まで</td><td>5 月 21 日から 6 月 15 日まで</td><td>6 月 16 日から 9 月 15 日まで</td><td>9 月 16 日から 10 月 31 日まで</td><td>11 月 1 日から 翌年の 4 月 20 日まで</td></tr><tr><td>最大取水量</td><td>19.426 m³/s</td><td>27.127 m³/s</td><td>25.989 m³/s</td><td>8.984 m³/s</td><td>1.071 m³/s</td></tr></table> 【馬込川掃流用水】 10.850 m ³ /s 通年 (※ 1：馬込川掃流用水は、河口閉塞により湛水等の被害を受けていた河口周辺の農地を守るため、掃流用水により流下断面維持を図ることを目的として、かんがい用水と併せて取水及び送水されているものである。)							4 月 21 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 6 月 15 日まで	6 月 16 日から 9 月 15 日まで	9 月 16 日から 10 月 31 日まで	11 月 1 日から 翌年の 4 月 20 日まで	最大取水量	19.426 m ³ /s	27.127 m ³ /s	25.989 m ³ /s	8.984 m ³ /s	1.071 m ³ /s
	4 月 21 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 6 月 15 日まで	6 月 16 日から 9 月 15 日まで	9 月 16 日から 10 月 31 日まで	11 月 1 日から 翌年の 4 月 20 日まで													
最大取水量	19.426 m ³ /s	27.127 m ³ /s	25.989 m ³ /s	8.984 m ³ /s	1.071 m ³ /s													

項 目	内 容
(作業条件) 第 2 - 2 条	(3) 馬込川防潮水門 ①目的 浜松市沿岸域における津波対策として、天竜川から浜名湖今切口までの約 17. 5km 区間において整備してきた防潮堤は、令和 2 年 3 月に本体が竣工した。 この途中に馬込川の河口があり、防潮堤は途切れているため、ここから津波が浸入することを防止するため馬込川河口部における津波対策として、水門の整備を行うものである。 ②構造 ・水 門 数 3 門 ・全 長 9 0 m ・水門形式 鋼製シェル構造サーニットゲート ・津波防御高 8 m ③施工主体 静岡県 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分に打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。

項 目	内 容																												
(貸与資料) 第2－3条	貸与資料は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川地域用水計画その他検討業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成16年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川下流地域用水計画検討その他業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成18年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書 [1/2] (設計業務編) 及び [2/2] (測量業務編)</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成19年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>平成30年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和4年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その5業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その6業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務報告書 (浜松市)</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>関係する水利使用規則及び水利権協議資料</td><td>1式</td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	平成15年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川地域用水計画その他検討業務報告書	1式	平成16年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川下流地域用水計画検討その他業務報告書	1式	平成18年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書 [1/2] (設計業務編) 及び [2/2] (測量業務編)	1式	平成19年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書	1式	平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書	1式	平成30年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査業務報告書	1式	令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書	1式	令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書	1式	令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書	1式	令和4年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その5業務報告書	1式	令和5年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その6業務報告書	1式	令和5年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務報告書 (浜松市)	1式	関係する水利使用規則及び水利権協議資料	1式
貸 与 資 料	数 量																												
平成15年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川地域用水計画その他検討業務報告書	1式																												
平成16年度 広域農業基盤整備管理調査 天竜川下流地域用水計画検討その他業務報告書	1式																												
平成18年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書 [1/2] (設計業務編) 及び [2/2] (測量業務編)	1式																												
平成19年度 国営造成施設水利管理事業 天竜川下流地区馬込川掃流用水検討その他業務報告書	1式																												
平成21年度 地域整備方向検討調査 三方原用水二期地区地域施設整備構想取りまとめその他業務報告書	1式																												
平成30年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査業務報告書	1式																												
令和元年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その2業務報告書	1式																												
令和2年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その3業務報告書	1式																												
令和3年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その4業務報告書	1式																												
令和4年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その5業務報告書	1式																												
令和5年度 農業水利基本調査 天竜川下流地区用水状況調査その6業務報告書	1式																												
令和5年度 かんがい排水整備事業 馬込川掃流用水測量調査業務報告書 (浜松市)	1式																												
関係する水利使用規則及び水利権協議資料	1式																												
(貸与資料の取扱い) 第2－4条	第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸付資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸付資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸付が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																												

項 目	内 容														
第 3 章 作業内容 （作業項目及び数量） 第 3－1 条	本作業における作業項目及び数量は、作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙-1 作業項目内訳表に示すものとする。 <table border="1"> <tr> <th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr> <tr> <td>1. 準備作業</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>2. 現地踏査</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3. 馬込川掃流用水に係る検討</td><td></td></tr> <tr> <td>3-1. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>3-2. 馬込川掃流用水に関する水利権基礎資料の整理</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>4. 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr> </table>	作 業 項 目	数 量	1. 準備作業	1 式	2. 現地踏査	1 式	3. 馬込川掃流用水に係る検討		3-1. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	1 式	3-2. 馬込川掃流用水に関する水利権基礎資料の整理	1 式	4. 点検取りまとめ	1 式
作 業 項 目	数 量														
1. 準備作業	1 式														
2. 現地踏査	1 式														
3. 馬込川掃流用水に係る検討															
3-1. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	1 式														
3-2. 馬込川掃流用水に関する水利権基礎資料の整理	1 式														
4. 点検取りまとめ	1 式														
（作業の留意点） 第 3－2 条	業務の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。 （1）作業の進め方及び作業の方法等については、あらかじめ監督職員と十分打合せを行うものとする。 （2）貸与資料の内容を十分理解のうえ業務を行うものとする。 （3）報告書作成において、共通仕様書に示す参考図書、第 2-3 条の貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 （4）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。														

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4－1条	共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回、最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ (Web) (馬込川掃流用水に係る堆砂検討段階及び馬込川掃流用水に関する水利権基礎資料の整理段階) 最終回 報告書原稿作成 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 また、中間打合せはWebを考えている。 ただし、別紙-2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。
第5章 成果物 (成果物) 第5－1条	本業務は電子納品対象業務とする。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体 (CD-RもしくはDVD-R) 正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。 2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。
(成果物の提出先) 第5－2条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6－1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2－1 条に示す「基本条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3－1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (4) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間に変更が生じた場合 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合 (7) その他重要な変更が生じた場合
第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7－1 条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 準備作業	貸与資料を基に過年度に実施した馬込川掃流用水に係る堆砂予測、河川協議、関係機関との調整等、本業務に係る事項を把握する。	1 式
2. 現地踏査	貸与資料及び下記検討項目に必要な現地踏査の実施。	1 式
3. 馬込川掃流用水に係る検討		
3-1. 馬込川掃流用水に係る堆砂予測	過年度に実施している堆砂予測について、別途浜松市で実施した馬込川河口部測量結果（R5）及び貸与資料等を反映させ、堆砂予測の取りまとめを行う。	1 式
3-2. 馬込川掃流用水に関する水利権基礎資料の整理	貸与資料を基に掃流用水のこれまでの経緯（取得から河川協議、関係機関調整等の経緯）を取りまとめる。	1 式
4. 点検取りまとめ	各作業項目の成果品の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式

別紙 2（第 4-1 条関係）

【割合】

予定価格算定の基礎となった同表 A～C に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を越える場合にあっては、10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に 10 分の 5 を乗 じて得た額